

内航旅客船への新しい入渠検査制度の導入について

平成 17 年 3 月 29 日

< 問い合わせ先 >

海事局安全基準課

安全評価室

(内線 43951)

検査測度課

(内線 44214)

TEL : 03-5253-8111(代表)

国土交通省は、今般、関係通達を改正し(平成 17 年 3 月 29 日付国海査第 625 号「船舶検査の方法の一部改正について」)、船舶安全法に基づく船舶検査の一環として、内航旅客船が入渠検査の間隔を弾力的に設定・延長できる「船体計画保全検査制度」を開始しました。

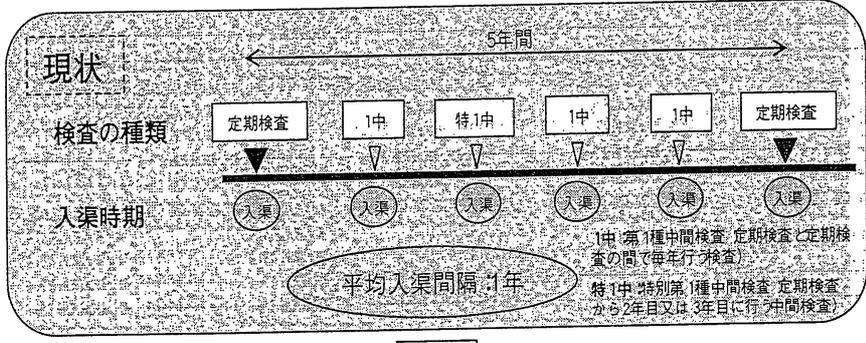
旅客船は、船舶安全法上、毎年入渠して船底部の検査を受けることとなっています。これは、貨物船等の非旅客船では 5 年間に 2 回の入渠検査が必要であることに対し、旅客船は、不特定多数の乗船者への安全確保のため、従来から、国際的にもより頻繁な入渠検査が必要とされてきたものです。

今般の改正により、優良・適切な船体の保守管理等に関する社内体制の下で、技術的に妥当な長期計画に基づき管理されている内航旅客船として地方運輸局等の承認を受けた場合は、入渠検査の間隔を 2 年程度に延長することが可能となります(別添 1、2 参照)。

本改正は、国内旅客船事業者からのかねてよりの要望を受け、日本財団の支援の下、平成 15・16 年度に(社)日本造船研究協会で実施した、関係事業者、(独)海上技術安全研究所、国土交通省関係者等から成る調査検討会(RR-S701/R-4)における検討結果を反映したものです。

この検討結果によれば、本制度の導入にともなう経済効果として、長距離フェリー等で運航コストの概ね 4～5%程度の削減が期待でき、また、これは業界全体では年間 10 億円強のコスト削減に相当するとの試算結果が示されています(修繕費+入渠時不稼働損の減少による削減。長距離フェリー 50 隻中、概ね 1/3 の船舶が同検査制度を採用する場合を想定した試算)。

内航旅客船への「船体計画保全検査」の導入について

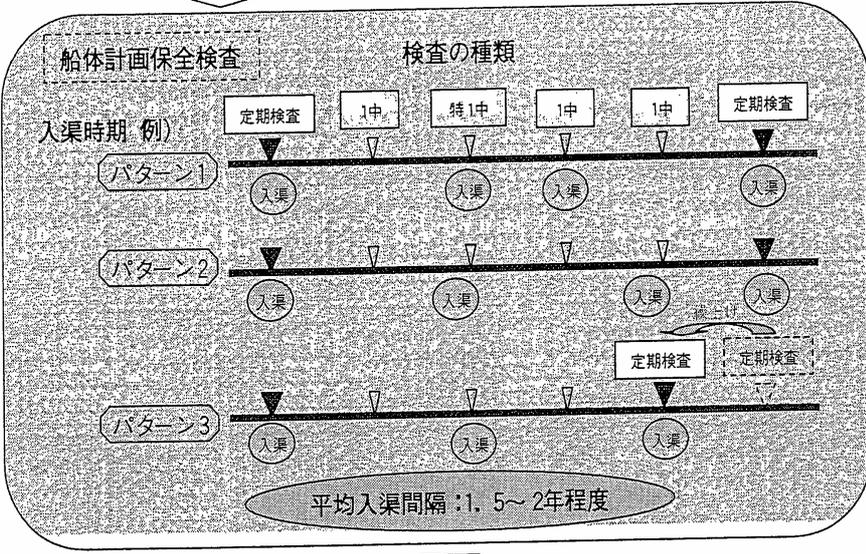


入渠時期を弾力的に設定したい船舶

左記以外の船舶

- 船体計画保全検査の承認基準**
- 優良・適切な保守管理等体制（任意ISMコード取得を標準）
 - 技術的妥当性を有する船体保全計画（長期仕様塗装、強化された自主点検・整備計画等）
 - 適切な保守管理等の記録

現状の検査・入渠間隔



安全性の維持 + 運航コストの低減 修繕費・入渠不稼動損の低減

船体計画保全検査の方法の概要

適用対象船舶

船体計画保全検査を初めて適用する時点において、原則として建造後 15 年未満の内航旅客船。

ただし、軽構造船、双胴船等の特殊な構造を有する船舶及び高速船(最強速力が船舶安全法施行規則第 13 条の 4 第 2 項に掲げる算式により算定した値以上の船舶をいう。)には適用しない。

対象とする検査

入渠を省略できる検査は、特 1 中検査以外の第 1 種中間検査(ただし、新造後初めての第 1 種中間検査を除く。)

すなわち、定期検査及び特 1 中検査においては、現状の検査官の立会による入渠検査方式を適用。

対象とする検査項目

入渠時でないと視認できない船底、船側外板、舵、錨、錨鎖、喫水線下の弁、プロペラ、プロペラ軸等をすべて含む。

承認基準

機関計画保全検査方式に準じ、次の要件を規定。

優良・適切な船体の保守管理等体制の維持(任意 ISM の取得を「標準」とする。)

技術的妥当性を有する船体保全計画の設定(長期仕様の船底塗装、強化された自主点検・整備計画等)

適切な船体の保守管理等に関する記録の維持

検査の実施方法

定期的検査時において検査官により事業者の自主点検記録の確認等を行うことにより検査を実施。

以上